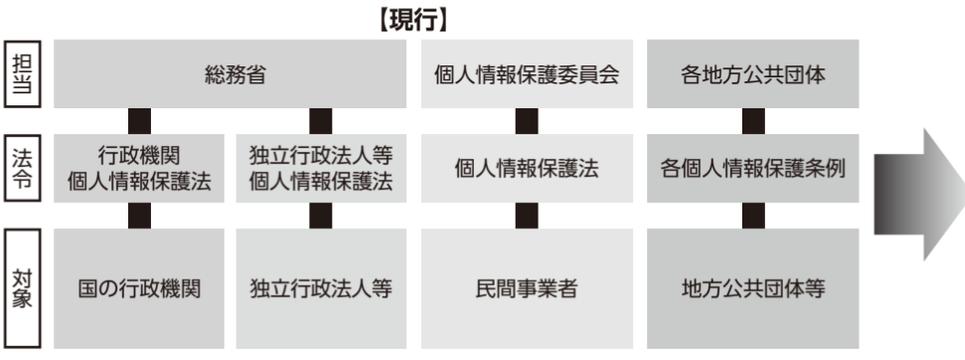
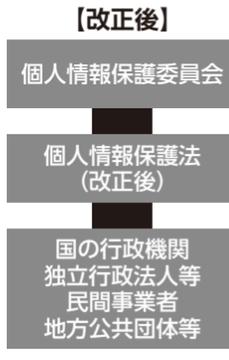


# 4月から 個人情報保護法による全国的な共通ルールが直接適用

区では、これまで区が保有する個人情報の取り扱い等について、個人情報保護条例に基づき適正な運用に努めてきましたが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律(以下「法」)が改正され、令和5年4月1日から



凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

法で定められた全国的な共通ルールが直接適用されます。

個人情報保護制度の運用が法に変わり、全体の担当が国(個人情報保護委員会)に一元化されますが、個人の権利利益を保護するという基本的な考え方は変わりません。今後は、法や法のガイドライン等に基づいて、引き続き、区が保有する個人情報の適正な取り扱いを行ってまいります。

**「直接適用される共通ルール」**

- ① 保有・取得に関するルール
- ② 保管・管理に関するルール
- ③ 利用・提供に関するルール
- ④ 開示請求等への対応に関するルール
- ⑤ 通知・公表等に関するルール

これに伴い、区では「江東区個人情報保護に関する法律施行条例」および「江東区個人情報保護に関する法律施行規則」を新たに制定します。主な内容は、次のとおりです。

**「開示請求に係る手数料について」**

区が保有する個人情報の開示請求をする際の手料は無料とし、写しの交付を行う場合は、写しの作成および送付に要する費用がかかります。

**「開示決定等の期限について」**

開示請求があった日から原則14日以内とします。

**「安全管理措置について」**

区が保有する個人情報を利用

# 高齢者補聴器支給等事業 現物支給または購入費を助成

区では高齢の方を対象に、補聴器の支給等事業を行ってまいります。現物支給か購入費助成のどちらかを選択できます(一人一回限り)。申請する場合は、必ず事前に介護保険課在宅支援係にご連絡ください。

**現物支給**

申請受付後、要件を満たしている方へ補聴器検査依頼書をお渡しします。区内指定の耳鼻咽喉科で検査を受けてもらい、補聴器の支給が必要と判断した場合にその場で支給します。原則、自己負担はありません。

**購入費助成**

窓口または電話で購入費助成を希望した方に、診断書を兼ねた申請書を交付します。耳鼻咽喉科で補聴器が必要である旨の証明を受けて、検査表と共に申請してください。検査料等は自己負担となります。

**「現物支給の補聴器の無料利用相談」**

支給後は、区役所で無料利用相談を行っています(修理の場合は実費負担)。

**「時」** 毎週金曜(開庁日) 午前10時～11時半 ※お盆は休み

## 江東区子どもまつり 小学生テニス教室参加者募集

5/21(日) 開催する江東区子どもまつりで行う小学生テニス教室の参加者を募集します。詳細は区ホームページをご確認ください。

**5/21(日)**

時 5月21日(日) 午前の部 午前10時半～午後0時半 午後の部 午後1時半～3時半

場 猿江恩賜公園テニス場(毛利2-13-17)

入 区内在住・在学の小学生、各回55人(抽選。結果は4月中旬にメールまたははがきで通知)

費 無料

内 江東区テニス連盟が指導する教室。経験の有無等によりクラス編成し、初心者にはやわらかめのボールを使用。ラケットをお持ちの方は持参してください ※天候により一部変更する場合があります

お問い合わせ先 HPホームページ Eメール

検査結果などの要件を満たしている方へ、購入費助成決定通知を送付します。決定通知を受領後に、ご自身で補聴器を購入し、助成金を申請してください。審査後、補聴器本体の購入費用に対して3万円を限度に助成します。

購入後の調整等は、購入した販売店などでご相談ください(区では行っていません)。

**※いずれも**

- 入 次のすべてを満たす方
- 区内在住の65歳以上で在宅の方
- 障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方
- 区で定める所得以下の方
- 過去に区から補聴器の支給を受けていない方

**場** 介護保険課在宅支援係(区役所3階4番)

☎(3647)4319 FAX(3647)9466

**縮** 4月4日(火) 消印有効

**申** 東京共同電子申請・届出サービスまたは往復はがきに①イベント名②希望時間(午前・午後・どちらでも)③参加者氏名(ふりがな※きょうだいは同時申込可)④住所⑤電話番号⑥性別⑦学年(4月時点)⑧経験の有無(有の場合は年数)⑨ラケット持参の有無を記入し、〒135-8383 区役所子ども家庭支援課内「江東区子どもまつり実行委員会事務局」へ

☎(3647)9230 FAX(3647)9196

# 令和5年度 高齢者用肺炎球菌予防接種 65歳から5歳ごとの100歳までの年齢の方が対象 4月から開始

高齢者が重篤になりやすい肺炎をひきおこす原因のひとつである、肺炎球菌感染症を予防するためのワクチンです。令和5年度対象の方は下表のとおりです。このほか、接種日現在60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能(ヒト免疫不全ウイルス)に障害を有する身体障害者手帳1級の方も対象となりますので、接種を希望する方は保健所へお申し込みください。※過去に肺炎球菌ワクチンを自己または区の費用助成により接種したことがある方は、予防票が届いても対象になりません。※新型コロナウイルス接種との間隔を2週間以上空ける必要があります。

**「接種期間」** 4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

**「接種方法」** 保健所から予防票を合あり

**「縮」** 4月4日(火) 消印有効

**「申」** 東京共同電子申請・届出サービスまたは往復はがきに①イベント名②希望時間(午前・午後・どちらでも)③参加者氏名(ふりがな※きょうだいは同時申込可)④住所⑤電話番号⑥性別⑦学年(4月時点)⑧経験の有無(有の場合は年数)⑨ラケット持参の有無を記入し、〒135-8383 区役所子ども家庭支援課内「江東区子どもまつり実行委員会事務局」へ

☎(3647)9230 FAX(3647)9196

表 令和5年度に対象となる方

年齢	対象となる生年月日
65歳	昭和33年4/2生～昭和34年4/1生
70歳	昭和28年4/2生～昭和29年4/1生
75歳	昭和23年4/2生～昭和24年4/1生
80歳	昭和18年4/2生～昭和19年4/1生
85歳	昭和13年4/2生～昭和14年4/1生
90歳	昭和8年4/2生～昭和9年4/1生
95歳	昭和3年4/2生～昭和4年4/1生
100歳	大正12年4/2生～大正13年4/1生

## 災害義援金 ご協力ありがとうございました

今年度、地域振興課および出張所窓口に多くの義援金が寄せられました。令和5年3月までに、令和4年7月大雨災害義援金について3件、総額231,225円のご支援をいただきました。区報掲載にてお礼とご報告に代えさせていただきます。

いただきました義援金は県の配分委員会を通じて全額被災された方々に配分されます。

なお、受付中の義援金情報につきましては、区ホームページに掲載していますので、引き続きご協力をお願いします。

**場** 日本赤十字社東京都支部江東区地区(区役所地域振興課地域振興係内) ☎3647-4962、FAX3647-8441

**「助成回数」** 生涯に1人1回

**「接種費用」** 1,500円(自己負担額) ※生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付者は自己負担免除となります。

**「場」** 保健所保健予防課感染症対策係

☎(3647)5879 FAX(3615)7171